

令和6年7月25日（木）10時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第173回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第173回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員がいらっしゃいますので、ウェブ会議システムの操作方法についてご案内させていただきます。

カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態のまま）で、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをONにして、「部会長」とご発言いただき、部会長より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態で傍聴をお願いいたします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先までご連絡ください。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただきます。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は22ページ物で、各ページの右下に通し番号を振って

おりますので、ご確認をお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

堀大臣官房審議官です。

【堀審議官】 審議官の堀でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 角野船員政策課長です。

【角野船員政策課長】 船員政策課長の角野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 以上となります。

それでは議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいります。

議題1の審議事項である「船員に関する特定最低賃金の改正について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課の前里です。よろしくをお願いいたします。

特定最低賃金の改正につきましてご説明いたします。資料は1、通し番号3ページをご覧ください。令和6年7月24日付で、国土交通大臣より交通政策審議会会長宛てに、諮問第457号、船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正についてと題しまして、最低賃金法第35条第7項の規定に基づきまして諮問させていただきました。

資料1-2、通し番号4ページをご覧ください。諮問についての概要でございます。最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものです。また、船員に関しましては、国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定することとなっております。

現在の設定業種は、内航鋼船の船員につきましては昭和43年度から、旅客船の船員は昭和48年度から、漁船員につきましては昭和56年度から、それぞれ設定されております。また、令和4年度からは、従前の漁業（遠洋まぐろ）最低賃金を漁業（かつお・まぐろ）最低賃金に改正し、遠洋かつお、近海かつお・まぐろを含む業種へと拡大した上で設定されているところです。

今般諮問させていただきました業種は、船員の生計費、類似の船員の賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮いたしまして、全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の3業種になります。

資料の5ページに、現在中央で設定されております4業種の最低賃金額や公示日などを一覧にまとめております。

また、その次のページ以降には、現在の全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業、漁業（かつお・まぐろ）運送業の最低賃金についての決定公示文を添付しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、何かご発言等ございますでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願いします。

今ご説明いただきました最低賃金の改正に関する諮問については、特段異議もございませんけれども、昨年船員部会で少し議論にもなりましたし、これまで要望しておりました、大型イカ釣り漁業に関しまして、実態を踏まえて、中型イカ釣り漁業にも適用拡大して、一本化すべきなんじゃないのかということでも要望しております。この要望についての検討いただいている進捗状況と、それに合わせて、それ以外の業種への拡大に関する検討状況について教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

【野川部会長】 事務局、お願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 ご質問ありがとうございます。船員政策課の前里です。

ただいまお話のございました大型いか釣り漁業への中型いか釣り漁業の適用拡大、それから、その他業種の適用拡大につきまして問題提起いただいておりますことは承知しております。現在、最低賃金が設定されていない業種への最低賃金額の設定につきましては、事務局において検討、調査を行っているところでございます。

また、今お話がございました大型いか釣り漁業最低賃金を中型いか釣り漁業を含んだ業種への拡大という点につきましては、現在準備を進めているところでございます。準備が整い次第諮問したいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 特に特定最低賃金が適用されていない漁船員については一刻も早く最低賃金が適用されるように十分検討いただいて、早期に適用になるようお願いしたいというふうに思います。

それから確認ですが、大型と中型いか釣り漁業のところ、それは一本化して統合するという理解でよろしいんですか。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【前里労働環境対策室長】 今事務局で考えているのは、大型いか釣り漁業に中型いか釣り漁業を含んだ形で業種拡大したいというふうに考えているところでございます。

【野川部会長】 よろしいですか。

【遠藤臨時委員】 はい。

【野川部会長】 私から一言申し上げますが、最低賃金法が適用される労働者でありながら、具体的な最低賃金額が設定されていないという状態にあるものが、残念ながら特に漁業等の船種においておられます。したがって、これは一日も早くこういった状態はなくさなければいけないということは、私も前々から申し上げていることでございますので、事務局におかれましても、そのような状態の解消のために、鋭意作業を進捗させていきたいというように要望しておきます。

ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

特になければ、全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正に関する審議については、船員部会運営規則第12条第1項の規定におきまして、船員部会に、最低賃金法第37条第2項の規定に基づき、最低賃金の決定又は改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置くこととされておりますので、3業種について、それぞれ最低賃金専門部会を設置して審議を行うこととしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

なお、専門部会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則第12条第5項の規定により、船員部会長が指名することとなっております。これら専門部会の具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めていきたいと思いますが、部会長に一任させていただくということよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に進みます。

議題2の報告事項である「アンモニア燃料船に乗り組む乗組員に係る教育訓練について」、事務局よりまずご説明をお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課の前里です。こちらについても、私から説明させていただきます。まず、資料は資料2、通し番号12ページからになります。

まず、現在国内企業におきまして、アンモニアを燃料とする船舶の初めてとなる就航が予定されているところです。また、先月の船員部会でのIMO関係報告の場におきましても、労働者委員のほうから、アンモニア燃料のタグボートの就航に向け、国土交通省において安全基準、船員の教育訓練の基準を定めるよう、要請がございました。この基準につきまして、今般関係通達を発出いたしましたので、ご報告させていただければと思います。

最初に、アンモニア燃料船の乗組員の船員教育関係についてです。通し番号12ページをご覧くださいければと思います。まず、液化アンモニアは刺激性、腐食性、それから毒性のガスを発生するおそれがあり、極めて慎重な取扱いが必要です。

現在、アンモニア燃料船の乗組員の教育訓練等の国際ルールは整備されておりませんが、国際ルールが整備されるまでの間、船舶所有者に対しまして、資料2の中央の表に掲げる教育訓練を実施していただくことといたしました。この教育訓練内容は、現在IMOで検討が進められておりますアンモニアを燃料とする船舶の安全ガイドラインにおいて、液化ガスとして慎重な取扱いが求められるIGFコードと同様の安全対策を講じ、さらにアンモニアの特性の訓練を受けるべきとの方針、それからアンモニア輸送船の運航実績のある船社等、関係者の意見を踏まえて制定したものでございます。

船舶所有者において、この教育訓練をアンモニア燃料船に乗組員が乗り組む前までに実施していただき、その教育訓練の修了を当課、船員政策課において確認させていただきます。また、雇入れ届出の際にも、訓練実施の確認書を提示していただき、必要な教育訓練を受けた者がアンモニア燃料船に乗り組むことを確認することにしております。

具体的な通達につきましては、13ページから18ページまでとなります。今月11日付で関係団体宛てに通知したものととなります。

続きまして、船舶の安全基準についてです。こちらは、資料通し番号18ページからとなります。アンモニア燃料船に係る船舶の安全基準についても、現在国際基準が整備されていないことから、今般暫定安全基準を定め、関係者、関係団体宛てに通知しております。

具体的には、19ページのアンモニア燃料船暫定安全基準の第2章に掲げられておりま

すとおりに、船舶の技術基準として、アンモニア燃料船の機関、消防設備及び非常用設備において、23の項目についての機能要件を求めています。

このうち、通し番号20ページをご覧いただければと思いますが、こちらの一番最後の項目23でございますけれども、会社はアンモニアの危険性、取扱い時の注意事項、それから緊急時の対応などについて安全管理マニュアルを制定し、船内等に備置しなければならないとしております。また、この安全管理マニュアルの内容につきましては、乗組員が十分に把握していただく必要があるというところから、安全管理マニュアルに基づく措置の習熟ということを、先ほどの船員教育訓練通達の教育訓練に位置づけているところでございます。

以上、簡単ではございますが、アンモニア燃料船の関係通達については、以上になります。

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 よろしく申し上げます。質問です。最後、19ページから20ページにかけてのアンモニア燃料船暫定安全基準の23に、アンモニア燃料船に関する安全管理マニュアルを策定しとあるんですけれども、この安全管理マニュアル、これは運航する会社が策定するという理解でいいのかどうか、すみません、その辺教えていただければというふうに思います。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【前里労働環境対策室長】 ご質問ありがとうございます。詳細は担当課のほうにご確認いただければと思いますけれども、こちらの作成の義務は運航事業者、会社のほうが策定するものでございます。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 今、会社が安全管理マニュアルを策定するということでしたけれども、やはりこのアンモニアの特性は、冒頭ご説明いただいたとおり、非常に毒性が強いということで、人命に関わる問題でもありますので、この辺の安全管理マニュアルの精査を十分していただくとともに、あってはならないんですけれども、もし漏れた場合の対応とか、非常配置部署による操練の徹底等が確実に行われているかなど、そういったところの慎重かつ厳格な対応をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

【野川部会長】 事務局、よろしいでしょうか。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。ご意見承りました。

【野川部会長】 よろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。庄司委員。

【庄司臨時委員】 すみません、あまり詳しくないので教えてください。今のマニュアルに関することでもあるんですけども、やはり誰がどう責任を持つのかというところにもかかってくると思います。そのつくったマニュアルがそれでいいのかというチェックとか、そういう仕組みはどういうふうに考えているのかというのが1点。

それから関連するかもしれませんが、その教育訓練というのは、誰が行うのか。これも「所有者は」と書いてありますけれども、所有者が、個人というか、社内で用意するのか、それとも一般的なそういう講習みたいなのを設けるのか、その質はどう保証するのか。やはりアンモニアも含めてですけど、これからどんどん新しい燃料に対応する船が入ってくる中で、暫定とはいえどういう体制をつくるのかというあたりが、やはり船員さんにとって、もしくは船にとって非常に大きな問題になるかと思えます。

知床の話を出すわけじゃないですけども、個別に任せ過ぎていると、やはりああいいう大きな事故につながってしまいますし、その辺りの体制づくりというのが、専用船に関するコンプライアンスに関わってくるのかなというふうにも考えますので、その辺を、今ご説明できなかったとしても、今後ご検討いただいて、共有のものにしていただければありがたいんじゃないかなと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご意見として。事務局、どうぞ、もしあれば。

【前里労働環境対策室長】 ご意見、ご指摘ありがとうございます。国際基準ルールが制定されていないというところで、どのような教育訓練を求めるかということで、いろいろと検討を進め、その中で制定したというところであります。その内容についてしっかりチェックするという、承りました。

ちなみに先ほども申し上げましたけれども、今のところ、その就航が1隻というようなこともございます。その上で、どのような教育訓練を行うべきかについては、今IMOで検討を進めているアンモニアを燃料とする船舶の安全ガイドライン、ここにLNGの教育訓練というのをベースとし、さらにそのアンモニアの特性を考慮すること、それと、アン

モニア輸送船を実際に行っている会社にもお聞きしまして、このような内容とさせていた
だいておりますが、今後の就航状況をも踏まえつつ、この内容について十分なのかどうか
というのは精査してまいる必要があると考えております。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

国際基準が最初に設定されて、その国内での運用ということではなくて、言わばゼロ
からの出発みたいな点も多くあるので、一定の試行錯誤は避けられないとは思いますが、
事は安全にかかることですので、今各委員からもありましたように、十分にこの制度の実
施については精査をして、大きな事故等につながらないように気をつけていただきたいと
思いますし、また、その実施していく中で気がついたことなども出てくると思いますので、
そういった点についてはまた、この船員部会でも報告をお願いしたいというふうに思いま
す。よろしくお願いたします。

【藏本臨時委員】 議長、藏本ですが。

【野川部会長】 藏本委員、すみません、お願いたします。

【藏本臨時委員】 2点確認なんですが、教育訓練は特定の機関、施設に限定されず、
各社独自の作成された安全管理マニュアル等で教育を行うことは可能ということは、今の
質問等で理解できました。教育の実施後は、その報告を船員政策課へ行った上で内容を精
査し、第2号書式による確認書が事業者に交付され、船員の雇入れの際にこの確認書が必
要となると理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

【野川部会長】 事務局。

【前里労働環境対策室長】 藏本委員、ありがとうございます。ただいまの理解で間違
いございません。

【野川部会長】 ありがとうございます。

【藏本臨時委員】 もう1点質問がございまして、今回の措置はあくまでも船舶所有者
に対するもので、個人の資格制度ではないというふうに理解しておりますが、それで大丈
夫でしょうか。

【野川部会長】 事務局、お願いたします。

【前里労働環境対策室長】 15ページにございますように、まずこの申請行為という
のが、2ポツの(2)にありますように、船舶所有者に行っていただくと。船舶所有者が
その必要な訓練を乗組員に受けさせていただくという観点から、船舶所有者に申請を行っ
ていただくこととなります。

それで、その下の（３）審査でございますが、十分に訓練内容がしっかり修了したというふうに確認しましたら、確認書というのを交付いたします。こちらは、教育訓練修了者ごと、お一人ずつに第２号書式によって交付するというふうに考えておりますので、申請者は船舶所有者になりますが、発給するその確認書は各修了者ごとということにしております。

【野川部会長】 ということです。藏本委員、よろしいでしょうか。

【藏本臨時委員】 その場合、個人の修了証みたいなのがあるんですけど、他社に転籍したときには、その他社の新たな管理マニュアル等による教育が必要になるという理解でよろしいんですよね。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【前里労働環境対策室長】 ただいまのご質問につきましては、こちらはその会社において訓練を行った内容でございますので、他社に転籍したときは他社で必要な訓練を受けていただいて確認書を交付する仕組みになっております。

【野川部会長】 よろしいでしょうか、藏本委員。

【藏本臨時委員】 ありがとうございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に参ります。

議題３の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第１１条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員が退出しないと議事が始められないため、スムーズな退出にご協力をお願いいたします。

（非公開・関係者以外退席）

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

か。

それでは事務局にお返しいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第173回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、また猛暑が続くところ、委員及び臨時委員の皆様には、会議にご出席を賜りありがとうございました。

— 了 —